

足立区公契約等審議会規則を公布する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区規則第 7 9 号

足立区公契約等審議会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、足立区公契約条例（平成 2 5 年足立区条例第 4 7 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、足立区公契約等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長 及 び 副 会 長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、審議会に関する会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審 議 会 の 会 議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、足立区情報公開条例（平成 1 2 年足立区条例第 9 1 号）第 8 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合にあっては、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 審議会は、所掌する事項の調査、審議を終えたときは、報告書を作成し、区長に提出するものとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(除斥)

第7条 審議会の委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に係る事案については、議事に加わることはできない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例第16条第4項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。